

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 設置規程

(設 置)

第1条 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会定款第33条第2項の規定に基づき、埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 推進協議会は、埼玉県内の全ての社会福祉法人が協働して社会貢献活動に取り組み、地域住民の抱える困難な福祉課題の解決などに向けた公益的な事業を行い、社会福祉法人の役割や使命を果たすことを目的とする。

(事 業)

第3条 推進協議会の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 生計困難者に対する相談支援事業
- (2) 衣類バンク事業
- (3) その他必要な事業

(基金の設置及び管理)

第4条 第3条の事業を実施するため、社会貢献基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金の財源は、第5条に定める推進協議会会員施設からの埼玉県社会福祉協議会社会貢献活動会費（以下「社会貢献活動会費」という。）、寄附金、その他収入をもって充てる。
- 3 基金は埼玉県社会福祉協議会の一般会計において、サービス区分を明確に分けて管理するものとする。

(会 員)

第5条 推進協議会は、下記の各社会福祉施設種別協議会及び市町村社協連絡会を基礎に構成し、社会福祉施設種別協議会又は市町村社協連絡会の会員の中で、社会貢献活動会費を拠出した者を会員とする。

- (1) 埼玉県社会福祉法人経営者協議会
- (2) 埼玉県老人福祉施設協議会
- (3) 埼玉県乳児施設協議会
- (4) 埼玉県母子生活支援施設協議会
- (5) 埼玉県保育協議会
- (6) 埼玉県児童福祉施設協議会
- (7) 埼玉県発達障害福祉協会
- (8) 埼玉県救護施設連絡協議会
- (9) 埼玉県身体障害者施設協議会
- (10) 埼玉県セルフセンター協議会
- (11) 埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会
- (12) 埼玉県市町村社協連絡会

(社会貢献活動会費)

第6条 社会貢献活動会費は年額をもって定めるものとし、その算定基準は別表第1のとおりとする。

(役 員)

第7条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- 2 正副会長は、第8条に定める運営委員会において互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し会務を統轄する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 推進協議会の意思決定機関として運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、各社会福祉施設種別協議会及び市町村社協連絡会の会長、埼玉県社会福祉法人経営者協議会及び埼玉県老人福祉施設協議会の副会長、並びに会長の推薦する者により構成する。
- 3 運営委員会は、役員の選出、事業計画、予算並びに事業報告、決算、推進協議会会則及び要綱の改正、その他推進協議会の重要事項を審議し決定する。
- 4 運営委員会は、年2回以上開催するものとし、会長がこれを招集し議長となる。

(幹事会)

第9条 推進協議会に、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事は10名を目途とし必要に応じて決定する。
- 3 幹事は、第5条に定める会員のうち社会福祉施設種別協議会及び市町村社協連絡会並びに会長から推薦された者を運営委員会において選任する。ただし、第3条(1)に定める事業に関する事項を協議する場合、拠点施設長を召集することができる。
- 4 幹事会は、運営委員会での協議事項のうち、さらに検討が必要な事項、その他各事業の推進にあたり必要な事項を協議する。
- 5 幹事会に幹事長1名、副幹事長1名、入退会管理係4名及び意見調整係4名を置くこととし、次の職務を担うものとする。なお、幹事長及び副幹事長は運営委員の中から、入退会管理係及び意見調整係は幹事の中から選出し、運営委員会において選定する。
 - (1) 幹事長は議事を整理する。
 - (2) 副幹事長は幹事長が事故あるときその職務を代行する。
 - (3) 入退会管理係は未加入の社会福祉法人への入会を促進し、会員施設の入退会を管理し、入退会状況を幹事会に報告する。
 - (4) 意見調整係は会員施設の意見を取りまとめ、幹事会に報告する。
- 6 幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 7 幹事会は、会長がこれを召集する。

(賛助会員)

第10条 社会福祉事業を行う社会福祉法人以外の団体にあつては、別表に定める社会貢献活動会費を拠出した者を賛助会員とする。

(寄附の受け入れ)

第11条 第2条に定める目的に賛同する個人又は団体から寄附を受けることができる。

(細部の決定)

第12条 本会則に規定されない事項及び運営上の細部については、推進協議会の趣旨に沿
い、運営委員会で協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年6月11日から施行する。

この規程は、平成30年5月16日から施行する。

この規程は、平成30年10月11日から施行する。

この規程は、令和3年10月29日から施行する。

この規程は、令和8年3月7日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

各施設・市町村社協 社会貢献活動会費額

I 定員 1 人当たりの拠出金額

施設種別	年 額
1 埼玉県老人福祉施設協議会	定員 1 人当たり
（1）特別養護老人ホーム	5,000 円
※設立 3 年未満の特別養護老人ホーム	2,500 円
（2）養護老人ホーム	1,000 円
（3）軽費老人ホーム・ケアハウス	1,000 円
（4）単独運営のデイサービス	1,000 円

2 埼玉県発達障害福祉協会	定員 1 人当たり
（1）障害者支援施設	5,000 円
（2）障害福祉サービス事業所（グループホームを除く）	2,000 円

3 埼玉県身体障害者施設協議会	定員 1 人当たり
（1）障害者支援施設	5,000 円

4 埼玉県セルフセンター協議会	定員 1 人当たり
（1）障害者支援施設	5,000 円
（2）障害福祉サービス事業所（グループホームを除く）	2,000 円

5 埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会	定員 1 人当たり
（1）障害福祉サービス事業所	2,000 円

II 各種別協議会・市町村社協連絡会で設定する拠出金額（1 施設につき）
（いずれも社会福祉法人が経営する施設）

施設種別	年 額
6 埼玉県乳児施設協議会	10,000 円
7 埼玉県母子生活支援施設協議会	10,000 円
8 埼玉県保育協議会	20,000 円
9 埼玉県児童福祉施設協議会	10,000 円
10 埼玉県救護施設連絡協議会	20,000 円
11 埼玉県市町村社協連絡会	20,000 円

Ⅲ 埼玉県社会福祉法人経営者協議会

施設種別		年 額
1 2	Ⅰ、Ⅱに該当する施設種別はⅠ、Ⅱの年額を拠出する	
1 3	介護老人保健施設・サービス付き高齢者向け住宅	定員 1 人あたり 5,000 円
	※設立 3 年未満の介護老人保健施設・サービス付き 高齢者向け住宅	定員 1 人あたり 2,500 円
1 4	1 ～ 1 3 に該当しない施設・事業所	10,000 円

Ⅳ 賛助会員の拠出額

会費額（1 口）	10,000 円
----------	----------